

●表2 申告相談の期日と会場

期日・会場		会場	対象地域
2月	7日(木) 8日(金)	稲田公民館	稲田地区
	12日(火) 13日(水)	小塩江公民館	小塩江地区
	14日(木) ～18日(月)	仁井田公民館	仁井田地区
	19日(火) ～21日(木)	長沼保健センター	長沼地域
	22日(金) ～26日(火)	岩瀬農村環境改善センター	岩瀬地域
3月	27日(水) ～3月1日(金)	大東公民館	大東地区
	4日(月) ～15日(金)	市役所	市内全域

▶受付時間
・午前9時～11時30分、午後1時～4時
・3月12日(火)、13日(水)は午後7時まで延長
※各会場とも土・日曜日、祝日の申告相談はありません。
※相談期間中は、税務課で申告は受け付けできません。

申告相談を

●表1 申告相談に必要なもの

▶共通して必要なもの 案内通知書、金融機関などの預金通帳、印章(通帳印)、本人確認・身元確認のできる書類(マイナンバーカードなど)

▶収入金額などを証明するもの

給与・年金収入	源泉徴収票など(個人年金は支払調書など)
営業・農業・不動産収入	収支内訳書、各種帳簿類、収入伝票、領収書など

▶各種控除の適用を証明するもの

社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書や控除証明書
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
医療費控除	平成30年中に支払った医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の添付
障害者控除	障害者手帳、戦傷病者手帳など ※障害者認定を受けた人や障害者手帳を申請中の人は、それを証明できるもの

確定申告書作成コーナー
(インターネット)のご利用を

確定申告は、スマートフォンやタブレットでも利用できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。作成した申告書は、書面印刷して郵送するか、e-Taxで提出できます。

e-Tax提出は「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」のいずれかを選択します。準備物が異なりますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

e-Tax 国税庁 検索



須賀川税務署
確定申告書作成会場を開設

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土、日曜日を除く。

時間 午前9時～午後4時

会場 産業会館

※期間中、須賀川税務署内で申告は受け付けできません。

その他 確定申告書の提出の際は、マイナンバーカードまたは通知カードと、身元確認書類(運転免許証など)の提示が写しの添付が必要です。

須賀川税務署 ☎(75)2194

【税制改正】配偶者控除、
配偶者特別控除が見直されました

平成31年度の住民税
から反映されます!

▶配偶者控除の改正点

納税者の所得に応じて控除額が減少するようになり、1,000万円を超えるときは控除が受けられません。

配偶者 (合計所得38 万円以下) の年齢	控除を受ける納税者の合計所得金額					適用外
	改正前 制限なし	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
70歳未満	33万円	33万円	22万円	11万円		適用外
70歳以上	38万円	38万円	26万円	13万円		

▶配偶者特別控除の改正点

対象となる配偶者の合計所得の上限が、現行の76万円未満から123万円以下に拡大しました。

●改正後

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者の合計所得金額					適用外
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超		
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円		適用外	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円			
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円			
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円			
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円			
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円			
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円			
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円			
123万円超				適用外		

期限内に忘れずに

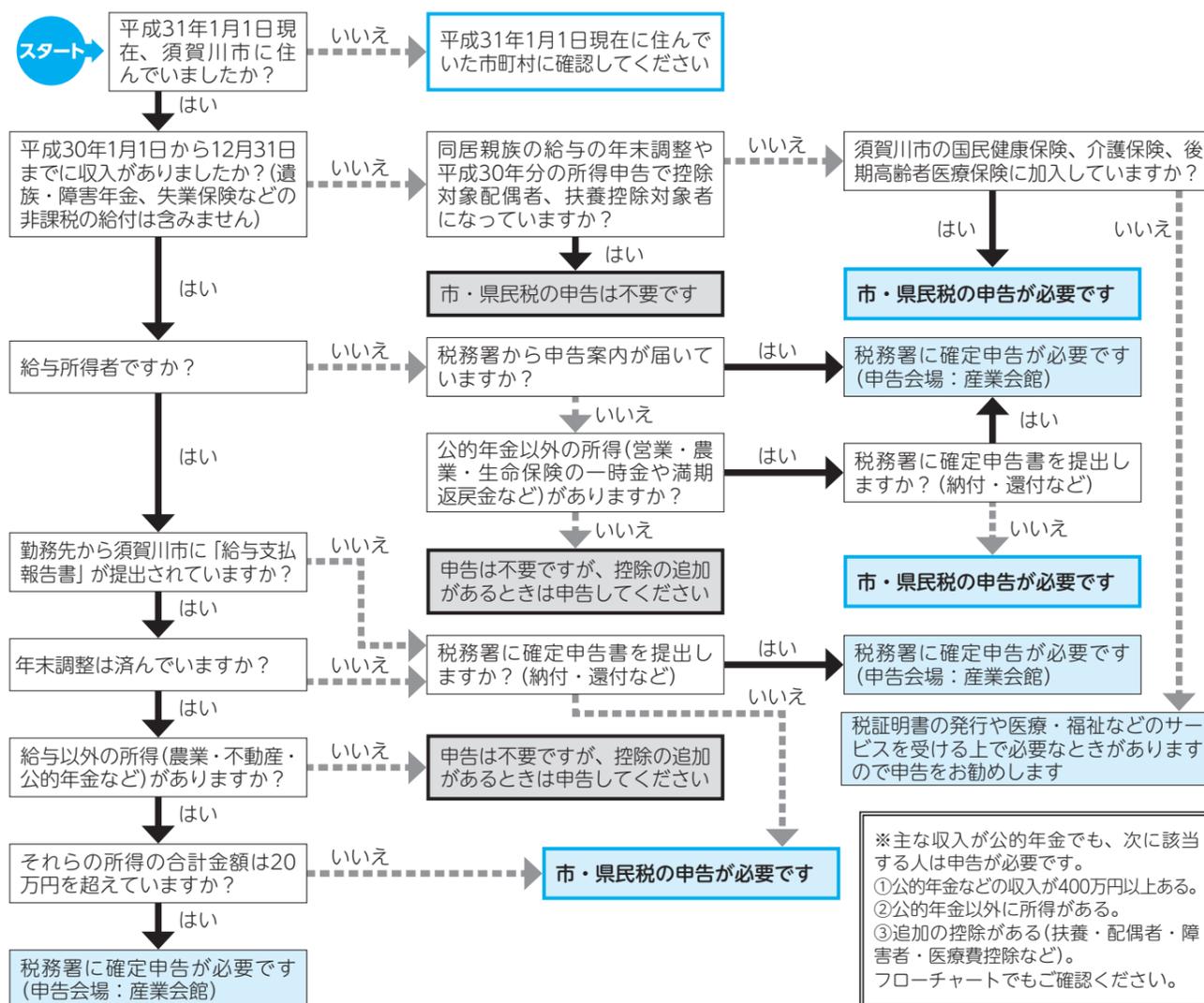
税務課 ☎(88)9124

1月下旬にも知らせ

昨年、市の相談会場で「市・県民税申告書」を提出した人には、今月下旬に日程を通知します。申告の際は、表1の持ち物を準備の上、申告してください。
なお、通知が届かなくても申告が必要な人(下のフローチャートで確認)は、表2で日程を確認し、申告してください。

市では、昨年1年間(平成30年1月1日～12月31日)の所得状況を申告する市・県民税所得申告相談を行います。申告は、保育料や介護保険料などの算定、国民健康保険税の軽減判定などの基礎資料や、所得証明書などを発行するために大切なものです。期限内に忘れずに申告してください。

●申告相談の判断基準フローチャート「申告が必要? 不要?」



※主な収入が公的年金でも、次に該当する人は申告が必要です。
①公的年金などの収入が400万円以上ある。
②公的年金以外に所得がある。
③追加の控除がある(扶養・配偶者・障害者・医療費控除など)。
フローチャートでもご確認ください。